府令

○内閣府令第四十二号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）	（資産形成支援室等及び金融企画管理官等）
第三条　総合政策課に、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室、社会環境金融室及びフィンテック室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人及び金融行政相談官一人を置く。	**第三条**　総合政策課に、資産形成支援室、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室及びサイバーセキュリティ対策企画調整室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人、金融行政相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。
［項を削る。］	2　資産形成支援室は、総合政策課の所掌事務のうち国民の安定的な資産形成を実現するための政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（金融企画管理官の所掌に属させられたものを除く。）。
［項を削る。］	3　資産形成支援室に、室長を置く。
2～5　［略］	4～7　［同上］
6　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。第四条第二項、第四項、第八項及び第十項において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。	［項を加える。］
7　社会環境金融室に、室長を置く。	［項を加える。］
8　フィンテック室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画及び立案その他の施策に関する事務をつかさどる。	8　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十三項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
9　フィンテック室に、室長を置く。	9　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。
［項を削る。］	［10～12　同上］
［10～12　略］	13　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、サイバーセキュリティ対策企画調整室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティの確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
［項を削る。］	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）	**第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室及びマネーローンダリンダ及びリスク管理検査室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料
第四条　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室及びマネーローンダリン	